

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和 3 年 2 月 2 6 日第 2 部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項 (変更)
届出日	令和 2 年 8 月 2 5 日
担当部署	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ヤマダ電機テックランド函館 2 号店 函館市美原 2 丁目 2 8 番 5 外	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	
(3)変更日	令和 3 年 4 月 2 6 日	
(4)店舗面積の合計	6, 8 0 6 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前) 3 7 0 台 (変更後) 2 6 3 台	
	駐輪場の収容台数	3 8 台
	荷さばき施設面積	1 8 1 m ²
	廃棄物保管施設容量	9 2 m ³
(6)施設 の 運営方法	開店・閉店時間 開店時間 午前 1 0 時 0 0 分 閉店時間 午後 9 時 4 5 分	
	駐車場の利用時間帯	午前 9 時 3 0 分～午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の出入口数 (変更前) 入口 5 箇所、出口 5 箇所 (変更後) 出入口 4 箇所	
	荷さばき時間帯	午前 9 時 0 0 分～午後 9 時 4 5 分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	<p>指針に基づく 必要駐車台数366台 > 変更後の収容台数263台</p> <p>令和2年7月12日(日)に来店車両台数の調査を実施。 ○ピーク時(14時台)の来店車両台数158台、 ○令和元年7月日曜日の平均来店客数2,202人、 ○年間で最も来店客数の多い令和元年12月の日曜日の平均来店客数2,906人とする、 $158 \times 2,906 / 2,202 \approx 209$ (小数点以下四捨五入)となるため、変更後の駐車場収容台数263台で充足すると予測。</p>
	従業員駐車場等の整備	86台 (立体駐車場2階・3階)
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	38台 (自転車38台、自動二輪0台)
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、ゲート等なし
	搬入車両等の誘導	荷捌き専用出入口の看板設置
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで安全と円滑な自動車誘導を図る ・繁忙日には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑が予想される時は交通整理員を駐車場出入口周辺に配置する。
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・堆雪場を設置し、適時排雪を行い、必要駐車台数の確保に努める。
(2) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
北海道警察本部交通部交通規制課		令和2年8月25日 届出書案を送付し、概要説明 指摘事項なし
北海道警察函館方面本部 函館西警察署交通課規制係		令和2年8月12日 変更概要を説明 特に出入口1箇所の閉鎖について説明 指摘事項なし
地元市町村		
函館市経済部商業振興課		令和2年8月12日 変更概要を説明 指摘事項なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和2年8月28日 意見なし
(2)住民等の意見	北海道告示 令和2年9月16日～令和3年1月18日 意見なし

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

【環境生活課意見】

北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上）の設置者は、駐車場の利用者に対し、アイドリングストップの実施について周知することを義務付けられています。

（その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課は意見なし）